

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当市納税課において保管してありますので、御来庁の上、お受け取りください。

また、表中の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。

令和8年8月25日

たつの市長 山 本

実



送達を受けるべき者の氏名	書類の根拠法令
株式会社 CREAM HONPO	地方税法第329条第1項
株式会社 CREAM HONPO	地方税法第329条第1項
株式会社 CREAM HONPO	地方税法第329条第1項
株式会社 CREAM HONPO	地方税法第329条第1項
高田 耕一	地方税法第371条第1項
株式会社 CREAM HONPO	地方税法第329条第1項
SANDY DWI SUSANTO	地方税法第329条第1項
FITRA FEBRIAN	地方税法第329条第1項
以下余白	